

京都市上下水道局告示第28号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和4年8月3日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府久世郡久御山町林垣内90番地の1
有限会社 三光設備
代表取締役 井ノ阪 隆一

2 変更事項

(代表者の変更)

森井 悟 から 井ノ阪 隆一 に変更

(上下水道局下水道部管理課)